

長岡市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成30年6月7日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	高野正義

1 監査の対象

観光・交流部 国際交流課（国際交流センターを含む。）

中心市街地整備室

和島支所

2 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成30年4月9日から4月19日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
国際交流課	適正に処理されてきました。
中心市街地整備室	適正に処理されてきました。
和島支所 地域振興課	<p>次の事項のほかは、適正に処理されてきました。</p> <p>(是正事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収金額を訂正した領収書の発行について 書き損じた領収書は、訂正を行わず再発行すべきところ、領収金額を訂正した領収書を発行しているもの
和島支所 市民生活課	<p>次の事項のほかは、適正に処理されてきました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の目的外使用料の未徴収について 納期限を大幅に経過し、未納となっている行政財産の目的外使用料について、納入状況の確認を怠り、その督促を行っていないもの
和島支所 産業建設課	適正に処理されてきました。